

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

羽生市は、地勢は平坦で、自然災害に強く、利根川からの豊かな水と肥沃な大地に恵まれ、古くから農業と江戸時代末期以降は青縞の生産地として伝統を受け継ぎ、大正時代以降は、被服・足袋の生産に替わり、電気裁断機等の導入により学生服が大量に生産され、戦後は、統制の解除と被服不足により、新規の事業者が参入し、各種制服やズボン類などの繊維製品の北関東第一の生産地となり、「衣料のまち」として発展し、本市の地場産業を牽引してきた。高度成長期以降は、工業団地の造成、企業誘致が行われ、その結果、工業生産額は大幅な伸びを示し、現在、市内には多種多様な産業が集積している。しかしながら、工場数は長期間減少傾向、近年の従業員数についても、同様な傾向がみられ、製造品出荷額は近年横ばいとなっている。こうした事業所の多くは設備等の更新が進んでいない状態である。人口の年齢構成では、年少人口及び生産年齢人口の割合は低く、老年人口の割合は高くなっている。

さらに人口減少や少子化・高齢化が加速的に進み、労働力人口や国内需要が減少し、安価な海外製品が流入し国際的な競争が激しくなるなど、市内の産業を支えている中小企業を取り巻く経済や社会の環境は激しさを増しており、現状を放置すると市内の産業基盤が失われかねない状況である。このような中、市内の中小企業者の生産性を抜本的に向上させることで、人手不足に対応した事業基盤を構築するとともに、後継者が引き継ぎたいと思えるような企業にしていくことは、喫緊の課題である。そこで、羽生市では中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、下記の目標を実現することを目指す。

(2) 目標

羽生市では、第6次羽生市総合振興計画において、多様な商工業が栄えるまちを目指し、商工会など各種商工業団体と連携して市政を伸展させることを目標としている。よって、認定支援機関をはじめとする支援団体との連携を図り、中小企業者の生産性向上を促し、市内の中小企業の経営基盤の強化及び経営の継続的な発展を図るため、年10件の先端設備等導入基本計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

羽生市では、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、先端設備等導入計画が認定される中小企業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年平均3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

羽生市の産業は、卸売業、小売業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が羽生市の経済、雇用を支えているため、これらの業種で広く中小企業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項で規定する先端設備等の全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

羽生市の産業は、市の中心部から周辺部の市街地に至るまで、広域に立地している。これらの地域で、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は市内全域とする。

(2) 対象業種・事業

羽生市の産業は、卸売業、小売業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種・事業が羽生市の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種・事業は、全業種・全事業とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

導入促進基本計画の計画期間は国が同意した日から2年間（国が同意した日～令和9年3月31日）とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画の計画期間は3年間、4年間又は5年間のいずれかとする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ・ 人員削減を目的とした先端設備等導入計画は認定の対象としない。
- ・ 公序良俗に反する取組を行う中小企業者、反社会的勢力との関係が認められる中小企業者については対象としない。
- ・ 先端設備等導入計画が認定された中小企業者は、市が必要とした際には計画の進捗

状況を報告することとする。

(備考)

用紙の大きさは日本産業規格A4とする。